



3 教 高 第 3 3 9 号
令和 3 年 5 月 25 日

県 立 学 校 長 様

愛媛県教育委員会事務局指導部
高 校 教 育 課 長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の
出席等の取扱いについて

このことについては、令和 3 年 3 月 8 日付け 2 教高第 1605 号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」や、令和 3 年 3 月 8 日付け 2 教高第 1607 号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」等によりお知らせしてきたところです。

これらの通知について、内容の変更はありませんが、この度、文部科学省から、別添写しのとおり、適切な運用のため対象者や要件を整理した資料（別添 1）とともに、これまでの各種通知（別添 2）を、再度周知するよう依頼があったので送付します。

ついては、引き続き、県教育委員会からの通知等を踏まえるとともに、本通知を適宜参照の上、適切な対応をお願いします。

記

<送付物>

- 1 【写 し】 新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて
- 2 【別添 1】 義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート
※高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（幼稚部・高等部）においても基本的には同様の対応となる。
- 3 【別添 2】 文部科学省関連通知（参考送付）
 - ア 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（令和 3 年 2 月 19 日）
 - イ 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（令和 3 年 2 月 19 日）
 - ウ 小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（平成 30 年 9 月 20 日）
 - エ 不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年 10 月 25 日）

【問い合わせ先】

高校教育課教育指導グループ
担当 徳森 久子
TEL (089) 912-2953
FAX (089) 912-2949



新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒の出席等の取扱いに関して、関連する各種通知をその対象者や要件を整理した資料とともに再度周知致します。

事 務 連 絡
令和3年5月18日

各都道府県・各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

御中

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒
等の出席等の取扱いについて（周知）

これまで、新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和3年2月19日）や「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日）等においてお伝えしてきたところです。

これらの通知について、内容の変更はありませんが、その適切な運用のため対象者や要件を整理した資料（別添1）とともに、各種通知（別添2）について再度周知を致しますので、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、都道府県知事にあつては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、本事務連絡について周知するとともに、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

＜本件連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等に関する事

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に関する事

初等中等教育局 教育課程課（内2369）

○自宅等において ICT 等を活用した学習を行った不登校児童生徒に関する事

初等中等教育局 児童生徒課（内2905）

○障害のある児童生徒等に関する事

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子供たちに教育の機会均等を確保することは重要であり、**保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務**があります。そのため、**保護者が子供を学校に登校させることが基本**となります。
- 一方で、**新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要**であり、以下のフローチャートに基づき、**それぞれの子供の状況に応じた適切な対応**をお願いいたします。

学校が臨時休業になった場合

登校は必要ありません

学校が臨時休業となることから、出席にも欠席にもなりません※

児童生徒の感染が判明した場合（保健所により濃厚接触者に特定された場合も含む）

登校はできません

・校長は出席停止の措置をとることとなります
・出席停止の措置が取られた場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

医療的ケアを必要とする児童生徒
や基礎疾患等がある児童生徒

主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校するかを判断します

校長が学校に登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

学校が臨時休業になっていない場合

感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合

上記以外の児童生徒について
（不登校児童生徒、病気療養児を除く）

校長が合理的な理由があると判断する場合

登校は必要ありません

登校が不要となった場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

＜合理的な理由＞

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。

校長が合理的な理由がないと判断する場合

登校は必要です

登校しない場合は欠席となります

単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合

一定の要件の下、「出席扱い」となります

・「出席扱い」は校長の判断となります
・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりませんが、児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（幼稚部、高等部）及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（文部科学省HP）に掲載しているQ&A等をご参照ください。

【改訂】

感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応や、臨時休業の実施の考え方、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等について改訂しました。

2 文科初第 1769 号
令和 3 年 2 月 19 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤 原 誠

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、令和 2 年 6 月 5 日に発出した、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン等においてお伝えしてきたところです。

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところ、この度、本ガイドラインを別添 1 のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

これらのことを、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては所轄の学校法人に対して、国公立大学法人の長におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、厚生労働省事務次官におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省：０３－５２５３－４１１１（代表）

- 全体に関すること
初等中等教育局 初等中等教育企画課（内４６７８）
- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内２９１８，２９７６）
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課（内２３６７）
- ＩＣＴの活用に関すること
初等中等教育局 情報教育・外国語教育課（内２０８５）
- 心身の状況の把握、心のケア及び児童虐待対応に関すること
初等中等教育局 児童生徒課（内２９０５）
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課（内３７１７）
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内２６９４）
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課（内３７７７）
文化庁 参事官（芸術文化担当）（内２８３２）
- 学校安全に関すること
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課（内２９６６）
- 子供の居場所確保に係る財産処分手続に関すること
大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課（内２４６４）
- 指導体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課（内２５８７）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内２５３２）
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）
- 教職員の勤務、非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課（内２５８８）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内２５３２）
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課（内３１９３）
- 幼稚園に関すること
初等中等教育局 幼児教育課（内３１３６）
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課（内２９３９）
- 私立学校に関すること
高等教育局私学部 私学行政課（内２５３２）
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課（内３３７０）

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
主な改訂内容について

- 初版策定時（令和２年６月５日）における時限的な記載を恒久的な記載に修正
- 「３ 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応」において、感染の不安を理由に登校しないケースを「出席停止・忌引き等の日数」として扱いうる範囲をより明確に記載
 - 「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」には、「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能
- 「４ 臨時休業の実施の考え方」において、以下の点を明記
 - 児童生徒等・教職員の感染が確認された際にも直ちに臨時休業を行うのではなく、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえた上で、設置者が判断
 - 地域一斉の臨時休業は、子供の健やかな学びの保障等の観点からも避けるべき
 - 地域の社会経済活動全体の停止・制限に合わせて学校の臨時休業を検討する場合でも、時差登校や分散登校、オンライン学習等を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべき
- 「５ 学習指導等」において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導に係る記載を充実すると共に、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和３年２月１９日２文科初第１７３３号初等中等教育局長通知）を参照するよう追記
- これまでに発出された関連通知（授業目的公衆送信補償金制度、教職員のメンタルヘルス対策、学校再開後の児童生徒等の心のケア等）の内容を追記

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

1 基本的考え方

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

本ガイドラインは、そのための学校運営の指針を示すものである。

(2) ガイドラインの対象及び対象期間

本ガイドラインの対象は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校高等課程とする。

本ガイドラインの対象期間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とする。

2 学校における感染症対策の考え方

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行うことが適切である。

- ①特措法第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域
- ②感染の拡大に注意を要する地域や、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域
- ③感染が一定程度収束し、感染拡大が見られない地域

3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

(1) 衛生主管部局との連携

児童生徒等及び教職員の感染が判明した場合又は児童生徒等及び教職員が感染者

の濃厚接触者に特定された場合には、衛生主管部局と連携し、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

(2) 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る。感染がまん延している地域（2の①や②の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る。（教職員の取扱いについては6（1）を参照）

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。

また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については（3）を参照する。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

(3) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談する。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。

4 臨時休業の実施の考え方

(1) 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。

学校においては、校長が感染者及び濃厚接触者を、出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要な範囲にとどめる。

(2) 地域の感染状況を踏まえた対応

①学校教育活動の継続

地域の感染状況により、警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきである。

特に小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合を取るべき措置である。

中学生・高校生については、地域の感染状況に応じて、まずは例えばマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、生徒の発達段階に合わせた柔軟な対応を検討すべきである。

地域の社会経済活動全体の停止や制限に併せて学校の臨時休業を検討する場合にも、例えば時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべきである。

②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等

緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7

項や第36条第6項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合がある。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、首長と十分相談を行い、臨時休業の必要性について判断する。

(3) 臨時休業を行う場合の留意点

学校内で感染が広がったことを受けて臨時休業を行う場合や、地域の社会経済活動全体の停止等に併せて臨時休業を行う場合にも、以下の点に留意すべきである。

①学校教育活動の継続

臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置等を講じる。

また、地域の社会経済活動全体の停止等が長期化する場合などで、臨時休業が長期化する場合には、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行うことにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。

この場合、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。

②児童生徒等の心身の状況の把握

学校の全部を休業とする場合、学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒等及びその保護者との連絡を密にし、臨時休業期間中において必ず定期的に児童生徒等の心身の健康状態を把握する。その際、保護者だけではなく、児童生徒等本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒等の状況を的確に把握する。また、様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む。）を行うとともに、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒等の心のケア等に配慮する。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握すること。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

臨時休業期間中や分散登校期間中であっても、児童生徒等の状況等から、対面での指導（児童生徒等の心身の状況の把握や心のケアを含む。）等の必要性が高いと考えられる場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

①にも記載しているとおり、地域の感染状況に応じ、登校日を適切に設定することも考えられるが、登校日以外の日においても、体調面にも配慮した上で、虐待のリスクなど特に配慮を要する児童生徒等一部の者については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行う。

③子供の居場所の確保

学校の臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。特に、4（2）②における学校の臨時休業が行われる場合にであっても、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合等について、都道府県の首長部局等と十分に相談の上、居場所の確保について検討することが望ましい。

また、学校の一部を休業とする場合においても、分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行う。その際、以下の点には特に留意する。

・学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設の一時使用であれば財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進する。

- ・給食提供機能の活用

子供の居場所確保に当たり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

- ・幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討する。特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合等については積極的な対応を検討する。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

④非常勤職員等の業務体制の確保

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期す。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の自宅等における学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等、外国語指導助手（ALT）の場合には授業準備の補助や児童生徒の家庭学習の支援等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても臨時休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応する。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられる。

また、やむなく職員を休業させる場合、休業手当の支給の判断を適切に行う。

⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等

- ・学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設定する場合は、指導要録上の「授

業日数」(幼稚園等については教育日数。以下同じ。) には含まないものとして取り扱う。

- ・学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合，児童生徒の出欠の取扱いについては，「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月29日初等中等教育局長通知)別紙等における考え方を踏まえ，以下のとおりとなる。

- ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない。
- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ，授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに，授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する(幼稚園等については，備考欄等にその旨を記載)。

なお，出欠を記録する際には，本ガイドライン3(2)及び(3)に示したとおり，やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への必要な配慮を行う。

5 学習指導等

(1) 学習指導

- ・やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等

臨時休業や出席停止等により，やむを得ず学校に登校できないことに対しては，学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに，規則正しい生活習慣を維持し，学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。このため，感染の状況に応じて，地域や学校，児童生徒の実情等を踏まえながら，学校において必要な措置を講じる。特に，一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには，例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして，指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。

学習指導を行う際には，感染の状況に応じて，地域や学校，児童生徒の実情等を踏まえながら，主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに，教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材，オンデマンド動画，テレビ放送等)を組み合わせたり，ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また，登校日の設定や家庭訪問の実施，電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

さらに，課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ，適切な内容や量となるよう留意する。その際，「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校，中学校，高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」(令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)別紙の「学習計画表」等も参考に計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じる。また，文部科学省においても，児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして，それに資する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており，本サイトを

活用することも考えられる。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要である。

特別支援学校等においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、自宅等における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知)において、学習指導に関する基本的な考え方や自宅等における学習の取扱い、指導要録上の取扱い等について示しているので、参照されたい。

(参考) 子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

・登校日の設定等による学校での指導の充実

感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させるため、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室や社会教育施設等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導を充実させることが考えられる。

その際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮する。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年の児童にも配慮する。なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第3学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討する。

・登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程

内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

また、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることが考えられる。

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することや、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和2年度の教育課程だけでなく、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる。また、教科書発行者の協力も得て、特例的な対応をとる際に参考となる年間指導計画参考資料を各教科書発行者のホームページに掲載しているため、必要に応じ参考にされたい。

なお、幼稚園については、臨時休業中の幼児の家庭での生活の状況等も踏まえながら、幼児が発達に必要な体験を得られるよう活動を工夫する必要がある。その際には、「子供の学び応援サイト」に掲載した「幼稚園等再開後の取組事例集」を必要に応じて参考とされたい。

（参考）子供の学び応援サイト「学校の先生へ」ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html

子供の学び応援サイト「幼児教育について」ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

・ICTの活用

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、緊急時においては、学校の設置者や各学校の平常時における一律の各種ICT

活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用する。そのために、各学校及び学校の設置者において、家庭の通信環境について把握しておくことが必要である。一方、家庭の端末等を活用することはあくまで緊急的な対応であり、各設置者において一刻も早く児童生徒の ICT 環境を整えることが必要である。このため、各設置者においては、「GIGA スクール構想」の実現に向けて、端末等の早期調達・納品に向けた更なる取組を進めるとともに、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながら、自宅等においても学習を継続できるようオンライン学習が行える環境を積極的に整えること。

また、ICT を活用した自宅等における学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を支援しており、これらの支援制度等を周知し、活用を促す。

さらに、ICT を活用した遠隔授業における著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成 30 年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」によって、教育機関の設置者が指定管理団体に補償金を支払うことで、授業の過程において必要な限度で、原則として著作権者等の許諾を得ることなく様々な著作物の利用が可能となっている。補償金額について、詳しくは指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス）」の下記ウェブページに掲載の授業目的公衆送信補償金規程を参照されたい。

（参考）サートラス 認可関係資料 <https://sartras.or.jp/ninka/>

・各学年の修了及び卒業の認定等

臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。

（２）学校図書館の活用

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、時間帯を決めるなどして貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に分散登校をする場合において時間帯により登校する児童生徒が変わる場合、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

（３）学校給食の実施

「学校給食衛生管理基準」に基づく調理作業や配食を行うなど衛生管理を徹底すること、食事前後の手洗いを徹底することのほか、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を行う。

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意する。

(4) 部活動

部活動の実施に当たっては、生徒の健康・安全を第一に考慮して、地域の感染状況に応じて実施内容や方法を工夫する。

なお、学校の全部を休業とする場合は、部活動は自粛する。

(5) 指導体制の確保

学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、自宅等における学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに、地域の感染状況に応じた加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。

6 その他

(1) 教職員の勤務

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の勤務について引き続き適切な取扱いを行う。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえる。

また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行う。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行いつつも、児童生徒等の学習指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮

する。

(2) 授業料等や修学支援等の取扱い

臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いについては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用すべきものであるが、学校の教育活動に必要な費用を総合して定められているものであり、また、一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校による教育に関する様々な役務の提供に取り組まれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。

この際、就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について、申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し年度の途中において認定を必要とする者について、速やかな認定と必要な援助を行う。

公立高等学校及び特別支援学校等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて配慮する。また、私立学校においても、都道府県私立学校主管部課において、各私立学校における学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたい。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれる。

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間の延長や申請期限の複数回設定など生徒等に配慮した柔軟な対応を行う。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、高校生等奨学給付金などその他の高校生等への修学支援についても同様に取り扱って差し支えない（その他の高校生等への修学支援については、当該年度に支出可能なものに限る。）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の途中において家計急変した高校生等に対し、公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うとともに、高校生等奨学給付金については、令和 2 年度から家計急変世帯への支援の実施及び一部給付の早期化を可能としたところであり、積極的に活用いただきたい。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問合せ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行う。

各自治体において実施している奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な

限り速やかに弾力的な対応を行う。

年度途中において所得が減少する世帯の増加が見込まれることから、これらの制度については申請のあった者から随時審査を行うなど、可能な限り早期に支給や減免等を行っていただきたい。

更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行う。

なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、登校再開後の徴収金額の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、登校再開後の適切な時期に不用額を返還することなどが考えられる。

（３）児童生徒等の心身の状況の把握、心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

（４）感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

（５）学校安全の確保

①熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要がある。このため、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備や、空調設備等の整備状況や気象状況等にも留意した休業日等の取扱いについて万全を期す。

②登下校時の安全確保について

児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。

特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については十分に注意する。

(6) 放課後児童クラブ等における学校の教室等の活用等

放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要であることから、教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進する。

(7) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等

このガイドラインに示すもののほか、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営の詳細については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルその他の方法により別途示す。

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン 新旧対照表

改訂後		改訂前	(傍線部分は改訂部分)
1 基本的考え方 (略)		1 基本的考え方 (略)	
2 学校における感染症対策の考え方	学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。 学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行うことが適切である。	2 学校における感染症対策の考え方	<u>新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性がある。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。</u> 学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行うことが適切である。
3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対		3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対	

応 (1) (略) (2) 出席停止等の取扱い ①出席停止の措置を取るべき場合 児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。 これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る。感染がまん延している地域（2の①や②の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る。（教職員の取扱いについては 6（1）を参照） <u>なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。</u>	応 (1) (略) (2) 出席停止等の取扱い ①出席停止の措置を取るべき場合 児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。 これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る。感染がまん延している地域（2の①や②の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る。（教職員の取扱いについては 6（1）を参照）
②上記のほか「欠席」の扱いとしない場合 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、<u>生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があ</u>	②上記のほか「欠席」の扱いとしない場合 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、<u>新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多い点などの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、</u>

ると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である（幼稚園等については、備考欄等とその旨を記載）。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。 また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については（３）を参照する。 なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となつている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。 （略） （３）（略） 4 臨時休業の実施の考え方 （１）児童生徒等や教職員の感染が確認された場合 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。 学校においては、校長が感染者及び濃厚接触者を、出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるか	感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由がある」と校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である（幼稚園等については、備考欄等とその旨を記載）。 また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については（３）を参照する。 なお、海外から帰国した児童生徒等については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となつている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。 （略） （３）（略） 4 臨時休業の実施 （１）臨時休業を実施する場合の考え方 ①学校で感染者が発生した場合 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校の設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の休業を実施する。また、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合にも、学校の全部または一部の臨
---	--

どうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要な範囲にとどめる。	時休業を行う。これらについては、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえて判断する。
(2) 地域の感染状況を踏まえた対応 ①学校教育活動の継続 地域の感染状況により、警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきである。 特に小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置である。 中学生・高校生については、地域の感染状況に応じて、まずは例えばマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、生徒の発達段階に合わせた柔軟な対応を検討すべきである。 地域の社会経済活動全体の停止や制限に併せて学校の臨時休業を検討する場合にも、例えば時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組みすべきである。	(2) 臨時休業を行う場合の留意点 ① (新設)

②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等 緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7 項や第 36 条第 6 項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合がある。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、首長と十分相談を行い、<u>臨時休業の必要性について判断する。</u>	②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等 緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7 項や第 36 条第 6 項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合がある。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、<u>臨時休業の必要性について、首長と事前に十分相談を行い、必要に応じ学校の臨時休業等の措置を講じる。</u>
(3) 臨時休業を行う場合の留意点 学校内で感染が広がったことを受けて臨時休業を行う場合や、<u>地域の社会経済活動全体の停止等に併せて臨時休業を行う場合にも、以下の点に留意すべきである。</u>	(3) (新設)
①学校教育活動の継続 <u>臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、5 (1) に記載の必要な措置等を講じる。</u> <u>また、地域の社会経済活動全体の停止等が長期化する場合などで、臨時休業が長期化する場合には、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部</u>	①分散登校日の設定 <u>学校の臨時休業を行う際、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行うことにより、感染リス</u>

を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行うことにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。 この場合、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。	クを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。 この場合、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。
②児童生徒等の心身の状況の把握 学校の全部を休業とする場合、学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒等及びその保護者との連絡を密にし、<u>臨時休業期間中</u>において必ず定期的に児童生徒等の心身の健康状態を把握する。その際、保護者だけではなく、児童生徒等本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒等の状況に的確に把握する。また、様々な悩みやストレス等に関する養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む。）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置するなど、児童生徒等の心のケア等に配慮する。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しましては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリス	②児童生徒等の心身の状況の把握 学校の全部を休業とする場合、学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒等及びその保護者との連絡を密にし、<u>休校期間中</u>において必ず定期的に児童生徒等の心身の健康状態を把握する（概ね2 週間に1 回程度）。その際、保護者だけではなく、児童生徒等本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒等の状況に的確に把握する。また、様々な悩みやストレス等に関する養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む。）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置するなど、児童生徒等の心のケア等に配慮する。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しましては、在宅時間が大幅に増加すること

クも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握すること。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。 <u>臨時休業期間中</u>や分散登校期間中であっても、児童生徒等の状況等から、対面での指導（児童生徒等の心身の状況の把握や心のケアを含む。）等の必要性が高いと考えられる場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。 ①にも記載しているとおり、地域の感染状況に応じ、登校日を適切に設定することも考えられるが、登校日以外の日においても、体調面にも配慮した上で、虐待のリスクなど特に配慮を要する児童生徒等一部の者については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行う。	に伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。 <u>臨時休業中</u>や分散登校期間中であっても、児童生徒等の状況等から、対面での指導（児童生徒等の心身の状況の把握や心のケアを含む。）等の必要性が高いと考えられる場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。 ①にも記載しているとおり、地域の感染状況に応じ、登校日を適切に設定することも考えられるが、登校日以外の日においても、体調面にも配慮した上で、虐待のリスクなど特に配慮を要する児童生徒等一部の者については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行う。
③子供の居場所の確保 学校の臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなど協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。特に、4（2）②における学校の臨時休業が行われる場合にあっては、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合等について、都道府県の首長部局等と十分に相談の上、居場所の確保について検討することが望ましい。	③子供の居場所の確保 学校の臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなど協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。特に、4（1）②における学校の臨時休業が行われる場合にあっては、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合等について、都道府県の首長部局等と十分に相談の上、居場所の確保について検討することが望ましい。

(略) ・学校の教室等の活用 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。 このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した<u>学校施設の一時使用であれば財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。</u> (略)	(略) ・学校の教室等の活用 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。 このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した<u>学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。</u> (略)
④非常勤職員等の業務体制の確保 学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期す。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の<u>自宅等における学習の支援</u>、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等、<u>外国語指導助手（ALT）の場合には授業準備の補助や児童生徒の家庭学習の支援等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等</u>	④非常勤職員等の業務体制の確保 学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期す。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の<u>家庭学習の支援</u>、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても<u>休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定され</u>

含め、他の職員についても<u>臨時休業期間中</u>も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応する。 (略) ⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等 (略) ・学校の一部を休業とする場合 学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。 ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含まれない。 ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する（幼稚園等については、備考欄等とその旨を記載）。 なお、出欠を記録する際には、<u>本ガイドライン3（2）及び（3）</u>に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への必要な配慮を行う。	るところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応する。 (略) ⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等 (略) ・学校の一部を休業とする場合 学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。 ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含まれない ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する（幼稚園等については、備考欄等とその旨を記載） なお、出欠を記録する際には、「<u>新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について</u>」（令和 2 年 4 月 10 日付け初等中等教育局長通知。
--	---

5 学習指導等 (1) 学習指導 ・やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等 <u>臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう</u> <u>にするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。</u>このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。 <u>学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。</u>また、<u>登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。</u>	以下「<u>学習指導通知</u>」という。)の3(2)に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮を行う。 5 学習指導等 (1) 学習指導 ・<u>臨時休業等に伴い登校できない児童生徒への学習支援</u> <u>臨時休業等により児童生徒が授業を十分に受けることができ</u> <u>ないことよって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、</u> <u>学校が指導計画等を踏まえながら、教科書及びそれと併用できる</u> <u>紙の教材、テレビ放送、オンライン教材・動画、同時双方向型の</u> <u>オンライン指導等を組み合わせた家庭学習を課すとともに、登校</u> <u>日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて</u> <u>教師による学習指導や学習状況の把握を適切に行い、児童生徒等</u> <u>の学習を支援する必要がある。</u>その際、「<u>新型コロナウイルス感染</u> <u>症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を</u> <u>行う場合の学習の保障等について</u>」(令和2年4月21日付け文部 <u>科学省初等中等教育局長通知)別紙の「学習計画表」等も参考に</u> <u>計画性を持った家庭学習を課すなどの工夫を講じる。</u>また、文部 <u>科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等</u> <u>を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課</u> <u>す際に本サイトを活用することも考えられる。</u> <u>特別支援学校等においては、児童生徒の障害の状態や特性及び</u> <u>心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、</u>
---	--

さらに、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。その際、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）別紙の「学習計画表」等も参考に計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じる。また、文部科学省においても、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、それに資する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、本サイトを活用することも考えられる。	個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、家庭における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。 幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組む。
家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなど対応をとることが必要である。	また、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施する、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じる。
特別支援学校等においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、自宅等における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。	なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対し学校が課す家庭学習については、学習指導通知においてその基本的な考え方や学習評価への反映、登校再開後の指導等について示しているもので、参照されたい。
幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス	(参考) 子供の学び応援サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_0

ナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参 考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り 組む。 なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等 の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学 習指導については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得 ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和３年 ２月 19 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）において、学 習指導に関する基本的な考え方や自宅等における学習の取扱い、 指導要録上の取扱い等</u>について示しているので、参照されたい。 (参考) 子供の学び応援サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien /index_00001.htm ・登校日の設定等による学校での指導の充実 (略) ・登校再開後の対応 <u>児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、 臨時休業等</u>の間の学習内容の定着を確認した上で、<u>児童生徒の状 況を踏まえ、可能な限り、教育課程内での補充のための授業や教 育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。</u> <u>また、必要に応じて、例えば 1 コマを 40 分や 45 分に短くした</u>	0001. htm ・登校日の設定等による学校での指導の充実 (略) <u>また、登校再開後は、例えば 1 コマを 40 分や 45 分に短くした うえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫 や長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備 時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させ ることが考えられる。</u> その際には、<u>新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業</u>
---	--

うえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることが考えられる。	により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされない」とされていることも踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。
その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされない」とされている。また、高等学校及び特別支援学校高等学校において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35 単位時間の授業を 1 単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。	なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応等について、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」（令和 2 年 5 月 15 日付け初等中等教育局長通知）において示しているもので、参照されたい。また、教科書発行者の協力も得て、特例的な対応をとる際に参考となる資料（小学校 6 年生・中学校 3 年生全教科）を「子供の学び応援サイト」に掲載しており、義務教育段階の他の学年についても順次掲載予定なので、必要に応じ参考にされたい。
新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することや、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和 2 年度の教育課程だけでなく、令和 3 年度又は令和 4 年度ま	（参考）子供の学び応援サイト「学校の先生へ」ページ https://www.next.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html

<u>での教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる。また、教科書発行者の協力も得て、特例的な対応をとる際に参考となる年間指導計画参考資料を各教科書発行者のホームページに掲載しているため、必要に応じ参考にされたい。</u> <u>なお、幼稚園については、臨時休業中の幼児の家庭での生活の状況等も踏まえながら、幼児が発達に必要な体験を得られるよう活動を工夫する必要がある。その際には、「子供の学び応援サイト」に掲載した「幼稚園等再開後の取組事例集」を必要に応じて参考とされたい。</u> (参考) 子供の学び応援サイト「学校の先生へ」 ページ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html 子供の学び応援サイト「幼児教育について」 ページ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html	
・ <u>ICT の活用</u> <u>やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導や学習状況の把握を行う際には、ICT を最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることが踏まえ、緊急時において</u> <u>は、学校の設置者や各学校の平常時における一律の各種 ICT 活用</u>	・ <u>ICT の活用</u> <u>児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には ICT を最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることが踏まえ、今回が緊急時であることにも鑑み、学校の設置者や各学校の平常時における一律の各種 ICT 活用ルールに</u>

ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用する。そのために、各学校及び学校の設置者において、<u>家庭の通信環境について把握しておくことが必要である</u>。一方、<u>家庭の端末等を活用することはあくまで緊急的な対応であり、各設置者において一刻も早く児童生徒の ICT 環境を整えることが必要である</u>。このため、各設置者においては、「GIGA スクール構想」の実現に向けて、<u>端末等の早期調達・納品に向けた更なる取組を進めるとともに、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながら、自宅等においても学習を継続できるようオンライン学習が行える環境を積極的に整えること</u>。	とらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用する。そのために、各学校及び学校の設置者において、<u>家庭の通信環境について至急把握する</u>。 一方、<u>家庭の端末等を活用することはあくまで緊急的な対応であり、各設置者において一刻も早く児童生徒の ICT 環境を整えることが必要である</u>。このため、各設置者においては、<u>令和元年度補正予算、令和２年度補正予算における端末や通信機器整備支援も活用し、直ちに調達行為に入るとともに、納期を分割することなどにより、特に早急に整備が必要な分は優先的に整えるなど</u>の対応を行う。これにより、遅くとも令和２年８月までには、少なくとも小学校第６学年・中学校第３学年等の最終学年の児童生徒なくとも、<u>経済的理由等で ICT 環境を準備できない家庭に対して ICT 環境が整備されることを目指す</u>。
また、<u>ICT を活用した自宅等における学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を支援しており、これらの支援制度等を周知し、活用を促す</u>。	また、<u>ICT を活用した家庭学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を追加支給することとしており、これらの支援制度等を周知し、活用を促す</u>。
さらに、<u>ICT を活用した遠隔授業における著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成 30 年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」によって、教育機関の設置者が指定管理団体に補償金を支払うことで、授業の過程において必要な限度で、原則として著作権者等の許諾を得ることなく様々な著作物の利用が可能となっている。補償金額について、詳しくは指定管</u>	さらに、<u>ICT を活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成 30 年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が４月 28 日に施行され、著作権者等の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能とな</u>

理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス）」の下記ウェブページに掲載の授業目的公衆送信補償金規程を参照されたい。 (参考) サートラス 認可関係資料 https://sartras.or.jp/ninka/ ・各学年の修了及び卒業の認定等 臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮する。 (2) ～ (4) (略) (5) 指導体制の確保 学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、<u>自宅等における学習の支援への対応や給食時の対応</u>、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに、地域の感染状況にに応じた加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十	っていることに留意すること（補償金額については、令和2年度は特例的に無償）。 ・各学年の修了及び卒業の認定等 臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮する。 (2) ～ (4) (略) (5) 指導体制の確保 学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、<u>家庭学習の支援への対応や給食時の対応</u>、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに、地域の感染状況にに応じた加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十
--	--

いよう十分に留意しつつ、きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。	分に留意しつつ、きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。
6 その他 (1) 教職員の勤務 公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行う。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえる。 また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にとり、適切に振替を行う。 なお、学校の全部又は一部を休業する場合には、教職員において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行い、児童生徒等の学習指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要	6 その他 (1) 教職員の勤務 公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行う。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえる。 また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にとり、適切に振替を行う。 なお、学校の全部又は一部を休業する場合には、教職員において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行い、児童生徒等の学習指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要

な業務を確実に継続することが求められる。 <u>併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。</u>	な業務を確実に継続することが求められる。
(2) 授業料等や修学支援等の取扱い 臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いについては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用すべきものであるが、学校の教育活動に必要な費用を総合して定められているものであり、また、一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校に関する様々な役務の提供に取り組みまれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。 この際、就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について、申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し年度の途中において認定を必要とする者について、速やかな認定と必要な援助を行う。 公立高等学校及び特別支援学校等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学科、授業料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学科等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて配慮する。また、私立学校においても、都道府県私立学校主管部課において、	(2) 授業料等や修学支援等の取扱い 臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いについては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用すべきものであるが、学校の教育活動に必要な費用を総合して定められているものであり、また、<u>当該期間など一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校による教育に関する様々な役務の提供に取り組みまれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。</u> この際、就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について、申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し年度の途中において認定を必要とする者について、速やかな認定と必要な援助を行う。 公立高等学校及び特別支援学校等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学科、授業料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学科等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて配慮する。また、

各私立学校における学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたい。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれる。 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間の延長や申請期限の複数回設定など生徒等に配慮した柔軟な対応を行う。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、<u>高校生等奨学給付金</u>など<u>その他の高校生等への修学支援</u>についても同様に<u>取り扱って差し支えない（その他の高校生等への修学支援については、当該年度に支出可能なものに限る。）</u>。 また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の途中において家計急変した高校生等に対し、公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うとともに、高校生等奨学給付金については、<u>令和 2 年度から家計急変世帯への支援の実施及び一部給付の早期化を可能としたところであり、積極的に活用いただきたい</u>。こうした高校生等に対する修学支援に	た、私立学校においても、都道府県私立学校主管部課において、各私立学校における学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたい。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれる。 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間の延長や申請期限の複数回設定など生徒等に配慮した柔軟な対応を行う。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、<u>その他の高校生等への修学支援</u>についても同様に<u>取り扱って差し支えない</u>。 また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の途中において家計急変した高校生等に対し、公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うとともに、高校生等奨学給付金については、<u>新たに家計急変世帯への支援の実施及び一部給付の早期化を可能としたところであり、積極的に活用いただきたい</u>。こうした高校生等に対する修学支援について、<u>各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知する</u>
--	---

ついて、各制度の内容や<u>問合せ先</u>を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行う。 (略) なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、<u>登校再開後の徴収金額</u>の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、<u>登校再開後の適切な時期</u>に不用額を返還することなどが考えられる。	など、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行う。 (略) なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、<u>学校再開後の徴収金額</u>の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、<u>学校再開後の適切な時期</u>に不用額を返還することなどが考えられる。
(3) 児童生徒等の心身の状況の把握、心のケア等 <u>新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等</u>に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、<u>学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレス</u>等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援のもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。	(3) <u>学校再開後における児童生徒等の心身の状況の把握</u>、心のケア等 <u>学校再開後においては</u>、<u>学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等</u>により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。
(4) (略) (5) 学校安全の確保 ①熱中症事故の防止について	(4) (略) (5) 学校安全の確保 ①熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組を一層留意する必要がある。このため、適切な水分補給や処置を行うことができない環境の整備や、空調設備等の整備状況や気象状況等にも留意した休業日等の取扱いについて万全を期す。	児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組を一層留意する必要がある。このため、適切な水分補給や処置を行うことができない環境の整備や、空調設備等の整備状況や気象状況等にも留意した休業日等の取扱いについて万全を期す。
②登下校時の安全確保について 児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。 特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。 また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警	<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられるところ、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応する。なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをする。</u>
②登下校時の安全確保について 児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。 特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。 また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警	②<u>学校再開後における登下校時の安全確保について</u> <u>学校再開後の児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。</u> 特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。 また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警

察や自治体の交通安全担当部署，<u>PTA</u> や保護者，地域のボランティア等との連携が重要であり，スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられる。その際，特に通学に不慣れな小学校第 1 学年の通学中の安全確保については十分に注意する。 (6) 放課後児童クラブ等における学校の教室等の活用等 放課後児童クラブ等においては，密集性を回避し感染を防止する観点等から，一定のスペースを確保することから，教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進する。 (7) (略)	察や自治体の交通安全担当部署，<u>PTA</u> や保護者，地域のボランティア等との連携が重要であり，スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられる。その際，特に通学に不慣れな小学校第 1 学年の通学中の安全確保については十分に注意する。 (6) <u>学校再開後における放課後児童クラブ等</u>における学校の教室等の活用等 <u>学校再開後</u>においても，放課後児童クラブ等においては，密集性を回避し感染を防止する観点等から，一定のスペースを確保することから，教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進する。 (7) (略)
---	---

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについてお知らせします。(新規)

2 文科初第 1733 号
令和 3 年 2 月 19 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

各設置者及び学校等におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を含め、児童生徒の学習機会の確保・充実に御尽力いただいていることに対し、感謝申し上げます。

さて、平成 31 年 4 月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、令和 3 年 1 月 26 日に中央教育審議会において「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。同答申においては、「「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性」として「感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する」が示されるとともに、災害や感染症等の発生などの緊急時にも教育活動の継続を可能とするために ICT の活用が極めて大きな役割を果たしうるとされています。そして、感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するため、制度的な措置等について検討・整理することが必要であるとされています。

また、令和 2 年 12 月 22 日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたところです。

これらを踏まえ、この度、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校

(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。) 全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)において、非常時(本通知において、学校保健安全法第 19 条による出席停止や第 20 条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第 63 条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。)に臨時休業又は出席停止等(非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。)により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和 2 年 4 月 10 日付け 2 文科初第 87 号初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 平常時からの準備

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること。学校においてはこのことを踏まえ、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要であること。具体的には、例えば、学校外での学習を含む児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図ることや、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにするなどカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図ること、学校と児童生徒・保護者及び地域の関係者との関係の強化など学校・家庭・地域が一体となった学校運営を展開すること等が重要であること。また、非常時に登校できない児童生徒が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておくなどの取組も必要であること。

学校教育活動の継続に当たっては、ICT の活用が大きな役割を果たしうるもの

であることから、平常時から積極的な ICT 環境の整備とその活用を推進するとともに、非常時を想定して、例えば端末や通信環境が整っていない場合には学校に整備された端末やルータ等の貸出し・持ち帰りを積極的に行えるようにしておくこと、自宅等からの接続を試行しておくことなど、自宅等においても ICT を活用して学習を継続できるよう環境を積極的に整えることが重要であること。

2. 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

(1) 基本的な考え方

感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要であること。

同時に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に非常時において、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。

学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要であること。

(2) 自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、

日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができること。

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

＜要件＞

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

（３）指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととされているため留意すること。

その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、本通知の別紙１から別紙４までに示す記載することが適当な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要であること。

このことに関し、小学校及び中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号 初等中等教育局長通知。以下「平成 31 年改善等通知」という。）別紙 1 及び別紙 2 に、それぞれ本通知の別紙 1 及び別紙 2 のとおり記載の事項を追加し、令和 3 年 4 月 1 日からこれによるところとすること。

また、高等学校及び特別支援学校高等部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月 11 日 22 文科初第 1 号初等中等教育局長通知。以下「平成 22 年改善等通知」という。）別紙 3 に本通知の別紙 4 のとおり記載の事項を追加し、令和 3 年 4 月 1 日からこれによるところとするとともに、平成 31 年改善等通知別紙 3 に本通知の別紙 3 のとおり記載の事項を追加し、令和 4 年 4 月 1 日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について、これによるところとすること。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りでないこと。また、設置者の判断により、令和 3 年 4 月 1 日より前から指導要録に記載する事項を本通知を踏まえて追加することは妨げられないこと。

3. 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

児童生徒が登校可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じること。その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮すること。

なお、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35 単位時間の授業を 1 単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができること。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

- 〔別紙 1〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙 1 の改正）
- 〔別紙 2〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙 2 の改正）
- 〔別紙 3〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙 3 の改正）
- 〔別紙 4〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 22 年改善等通知別紙 3 の改正）
- 〔参考〕 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録のオンラインを活用した特例の授業等の記録の「参考様式」を示している。

＜本件連絡先＞

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
TEL：03-5253-4111（内線 2369）

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号 初等中等教育局長通知）別紙 1 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 児童が登校できない事由

感染症や災害の発生等の児童がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童が行った学習その他の特記事項等について記入する。

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号 初等中等教育局長通知）別紙 2 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号 初等中等教育局長通知）別紙 3 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月 11 日 22 文科初第 1 号初等中等教育局長通知）別紙 3 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

生 徒 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

生 徒 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

生 徒 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について (令和3年2月19日初等中等教育局長通知)

感染症・災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等※によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒

感染症：学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防

災害等：学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情

※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

対象

平常時

- ・学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の間わり合い等を
通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から非常時を想定した備えをしておく ICT環境を整備
 - ・非常時にも学習を継続できるように
- ・まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、児童生徒に登校して学習できるようにすることが重要
- ・感染症・災害等の状況に応じて、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる
- ・特に一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う

＜自宅等における学習の取扱い＞

- ・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要
- ・自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映可能
- ・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能
 - * 一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施

＜指導要録上の取扱い＞

- ・「欠席日数」としては記録しない
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導
(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)
- * 非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要
- * 令和3年4月1日から実施（特段の事情がある場合はこの限りでない）

非常時

登校再開後

- ・対面により学習状況を把握し、必要に応じて、補充授業や補習等を実施
- ・非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない
- ・各学年の課程の修了・卒業の認定は弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮

(参考) 中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(令和3年1月26日) (抄)

「感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、……児童生徒等の学びの保障を着実に実施するについて検討・整理することが必要である。」

(参考) 規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」(令和2年12月22日) (抄)

「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」

30文科初第837号
平成30年9月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和

小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を
行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒（以下「病気療養児」という。）に対する教育については、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところです。

この度、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下「小・中学校等」という。）において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（以下「同時双方向型授業配信」という。）の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 趣旨

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があり、それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学につながるなどの効果が見られている。このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとするものである。

第2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

なお、同時双方向型授業配信を行うに当たっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、小・中学校の設置基準及び学習指導要領等の関係法令の規定に留意して行う必要があること。特に、以下のような事項に留意すること。

- （1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては同時双方向型授業配信を行う教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。
- （2）配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の児童生徒の合計数は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程にあつては、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第4条及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第4条の規定を踏まえ、原則として40人以下とすること。特別支援学校の小・中学部にあつては、学校教育法施行規則第120条第2項の規定を踏まえ、視覚障害者又は聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として10人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として15人以下を標準とすること。
- （3）教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第34条（同法第49条、第49条の8、第70条第1項、第82条において準用する場合を含む。）の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」（平成27年3月4日付け26文科初第1257号文部科学省初等中等教育局長通知）等に基づき、適切に対応すること。なお、小・中学校等のうち、特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部にあつては、同法附則第9条の規定にも留意すること。

第3 留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

- 1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成 26 年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ 30 日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。
- 2 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。受信側で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。
- 3 同時双方向型授業配信を行うに当たっては、以下のような事項について配慮すること。
 - (1) 教師と病気療養児が、互いにやりとりを行うこと。なお、病気療養児の状態等を踏まえ、音声や文字のみによるやりとりも可能であること。
 - (2) 病気療養児の教師に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ病気療養児にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
 - (4) 病気療養児が同時双方向型授業配信に係るシステムを利用するに当たって必要な支援を行うこと。
 - (5) 病気療養児の体調の変化等に留意し、同時双方向型授業配信を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること。
- 4 配信側の教室等において実施している授業を配信する場合だけでなく、配信を行う場所には教師だけがいて、授業を受けている児童生徒がいない場合も同時双方向型授業配信に含まれること。
- 5 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと。なお、病気療養児の状態等により訪問することが難しい場合は、インターネット等のメディアを利用して行うことも考えられること。
- 6 本取扱いにおける病気療養児に対する同時双方向型授業配信は、原則として「学校の管理下」ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）による災害共済給付の対象とならないが、独立行政法人日本ス

スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）で定める「学校の管理下」の範囲において、学校が受信側に教職員や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者などの安全管理を行う者を配置することにより、病気療養児が、当該校の指示、監督の下で同時双方向型授業配信を受けていると認められる場合は、給付の対象になり得るため、具体の事例については必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会されたいこと。

- 7 このほか、高等学校段階におけるインターネット等のメディアを利用した授業等については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について」（平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 195 号文部科学省初等中等教育局長通知）を、病気療養児に対する教育については、「病気療養児の教育について」（平成 6 年 12 月 21 日付け 文初特第 294 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「病気療養児に対する教育の充実について」（平成 25 年 3 月 4 日付け 24 初特支第 20 号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）を参照すること。

特に、入院等により特別支援学校等に一時転学等している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に通学していた学校が転学先の特別支援学校等と連携し、交流及び共同学習などの取組を行うことは有効であると考えられること。

第 4 指導要録における記載等

- 1 本通知に沿って病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行い、指導要録上出席扱い等とする場合は、指導要録の様式 2（指導に関する記録）の「出欠の記録」において出席扱いとすることができること。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。
- 2 その他、指導要録における記載等については、引き続き、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月 11 日付け 22 文科初第 1 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 28 年 7 月 29 日付け 28 文科初第 604 号文部科学省初等中等教育局長通知）によるところとすること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
TEL:03-5253-4111（内線 3193）

元文科初第 6 9 8 号
令和元年 1 0 月 2 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

(印影印刷)

不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「法」という。) が平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日に公布され、平成 2 9 年 2 月 1 4 日に施行されました(ただし、法第 4 章は公布の日から施行。)。

これを受け、文部科学省におきましては、法第 7 条に基づき、平成 2 9 年 3 月 3 1 日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。) を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成 3 0 年 1 2 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年 6 月 2 1 日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域

法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」(平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知)、「不登校への対応の在り方について」(平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」(平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのため

に適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり，不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また，不登校の要因・背景によっては，福祉や医療機関等と連携し，家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため，家庭と学校，関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際，保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや，訪問型支援による保護者への支援等，保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については，学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり，また，個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し，その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際，学級担任，養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり，児童生徒や保護者と話し合うなどして，「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添１）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり，必要に応じて，教育支援センター，医療機関，児童相談所等，関係者間での情報共有，小・中・高等学校間，転校先等との引継ぎが有効であるとともに，支援の進捗状況に応じて，定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また，校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに，引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお，シートの作成及び活用に当たっては，「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添２）を参照すること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち，児童生徒が不登校にならない，魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

いじめ，暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり，問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等，不適切な言動や指導は許されず，教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は，懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等，学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから，児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう，指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実に努めることが望まれること。

保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
社会総掛かりで児童生徒を育ていくため，学校，家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。
将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり
児童生徒が将来の社会的自立に向けて，主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう，学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下，教員だけでなく，様々な専門スタッフと連携協力し，組織的な支援体制を整えることが必要であること。また，不登校児童生徒に対する適切な対応のために，各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては，予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため，学級担任の視点のみならず，スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また，アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては，学校，保護者及び関係機関等で支援計画を共有し，組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては，相談支援体制の両輪である，スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し，学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は，プライバシーに配慮しつつ，定期的に家庭訪問を実施して，児童生徒の理解に努める必要があること。また，家庭訪問を行う際は，常にその意図・目的，方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお，家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は，直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか，警察等に情報提供を行うなど，適切な対処が必要であること。

不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には，当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは，学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には，当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり，また，評価の結果を通知表その他の方法により，児童生徒や保護者，当該施設に積極的に伝えたりすることは，児童生徒の学習意欲に応え，自立を支援する上で意義が大きいこと。

不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」(平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知)によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添3)を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中，高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について，これを適切に評価することが望まれること。

また，国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について，やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう，不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め，様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり，中学校卒業後に進学も就労もしていない者，高等学校へ進学したものの学校に通えない者，中途退学した者等に対しては，多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また，関係行政機関等が連携したり，情報提供を行うなど，社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち，改めて中学校等で学び直すことを希望する者については，「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき，一定の要件の下，夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから，夜間中学が設置されている地域においては，卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては，学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに，学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り，不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり，初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修，生徒指導・教育相談といった専門的な研修，管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り，不登校に関する知識や理解，児童生徒に対する理解，関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また，指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに，スクールカウ

セラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不

登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添４）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

（４）訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

（５）民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やＮＰＯ等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

関係報告等

- ・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」（平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm

- ・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm

- ・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～（報告）」（平成29年2月 フリースクール等に関する検討会議）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」（令和元年6月 不登校に関する調査研究協力者会議，フリースクール等に関する検討会議，夜間中学設置推進・充実協議会）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係

電話：03-5253-4111（内線 3299）

(別記 1)

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣 旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添 3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

- (1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。
- (2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

（別記２）

不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

１ 趣 旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

２ 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- （１）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- （２）ＩＣＴ等を活用した学習活動とは、ＩＣＴ（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、ＦＡＸなどを利用して提供される学習活動であること。
- （３）訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- （４）学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添３）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- （５）校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- （６）ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活

動であること。なお，上記（３）のとおり，対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

- （７）学習活動の成果を評価に反映する場合には，学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

３ 留意事項

- （１）この取扱いは，これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め，家庭に引きこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り，社会的な自立を目指すものであることから，ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- （２）ＩＣＴを活用する場合には，個人情報や著作権の保護，有害情報へのアクセス防止など，当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに，その活用状況についての把握を行うこと。その際，ＩＣＴの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに，活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- （３）教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には，教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修，訪問活動中の援助を行うなど，訪問する者の資質向上等に努めること。
- （４）出席扱いの日数の換算については，学校や教育委員会が，例えば，対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- （５）ＩＣＴ等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については，必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが，児童生徒の学習状況を文章記述するなど，次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。
また，通知表その他の方法により，児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。
- （６）このほか，本制度の活用に当たっては，別紙を参照すること。

４ 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については，平成３１年３月２９日付け３０文科初第１８４５号「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ，出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別紙)

指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

- 1 ICT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。
 - 「ICT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを活用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。
 - ・ 民間業者が提供するICT教材を活用した学習
 - ・ パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
 - ・ 教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
 - ・ 学校のプリントや通信教育を活用した学習
 - ・ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）
- 2 在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準がありますか。
 - 一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が違うため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。

また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになるよう見直すことも検討すべきです。
- 3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。
 - 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

4 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。

- 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。

5 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。

- 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えています。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。

6 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。
また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。

7 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。

- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、例えば次のような事例を把握しています。
 - ・学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
 - ・無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

8 出席扱いと判断した場合に，留意すべき点はありますか。

- 自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより，不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう，個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

参考事例

【１】教育支援センターとの連携

（１）学習活動の内容

教育支援センターであらかじめ学習プログラムを内蔵しているパソコンを貸し出し、同プログラムの計画に沿って自宅学習ができるようにしている。これによって、一人ひとりの学習履歴を管理することもできる。

（２）対面指導

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして面談するほか、在籍校の教職員による家庭訪問も定期的に実施している。ＩＣＴ学習支援として研修を受けた対面指導員が、対面指導を行うこともある。

（３）保護者との連携

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして保護者とも面談しているほか、教育支援センターから学校に毎月報告書を提出し、それをもとに学校が保護者とも学習状況の確認・共有をしている。

（４）出席扱いと評価

教育支援センターからの報告書等に基づき、学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。通知表の所見欄にコメントとして記載する場合もある。

【２】民間の学習教材を活用

（１）学習活動の内容

民間業者が提供するインターネット上の学習教材を活用し、同教材における個人に応じた学習計画（教科書に準拠したもの）に沿って自宅学習をしている。

（２）対面指導

担任や学年主任、ＳＳＷが週１回（必要に応じてそれ以上）家庭訪問している。

（３）保護者との連携

担任等が定期的に電話連絡や家庭訪問を行い、学習状況等の聞き取りや取組へのアドバイス等を行っている。

（４）出席扱いと評価

学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。学校と民間の学習教材とでは評価基準が異なるため、別途学校の課題プリントを送付し、その取組内容を確認して所見の評価としている。

取扱注意

児童生徒理解・支援シート(参考様式)

は既記載内容を自動で反映

現在在籍する学校名又は卒業校名

(小)

(中)

(高)

(よみがな)
児童生徒名

分類番号

児童生徒理解・支援シート(共通 シート)

作成日:平成 年1 月 日

の事項は障害のある児童生徒、外国人児童生徒等で必要な場合に記入

作成者 H○(記入者名)

追記者 H○(記入者名) / H○(記入者名) / ...

(児童生徒) 名 前 (よみがな 0	性別	生年月日 平成 年 月 日	国籍等()	出生地()
-----------------------	----	------------------	--------	--------

(保護者等) 名 前 (よみがな	続柄()	学校受入年月日() 平成 年 月 日	連絡先
---------------------	-------	------------------------	-----

○学年別欠席日数等	追記日	○ / ○												
年度														
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
教育支援センター														
教育委員会所管の機関(除く。)														
児童相談所・福祉事務所														
保健所、精神保健福祉センター														
病院、診療所														
民間団体、民間施設														
その他の機関等														
IT等の活用														

○支援を継続する上での基本的な情報

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報、家庭での様子、障害の種類・程度・診断名・障害者手帳の種類・交付年月日()、学習歴()、日本語力()等)

○家族関係

特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化、家族構成()、家庭内使用言語()等)

○備考欄

児童生徒理解・支援シート(学年別 Aシート)

担任名(ふりがな)

管理職名

作成年月日

作成者名

追記年月日(追記者名)

○ 児童生徒名等

名前(ふりがな)	(0)	性別	学校名	学年	学級
0		0			

○ 支援機関名等(校内・校外)

	主な支援内容	支援機関名	連絡先電話番号	担当者名
在籍校		0		
家庭			0	0
福祉				
医療				
その他				

○ 月別欠席状況等

追記日 →

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならない日数													0
出席日数													0
別室登校													0
遅刻													0
早退													0
累積欠席日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠席日数(出席扱いを含む)													0
指導要録上の出席扱い													0
教育支援センター													0
教育委員会所管の機関(除く。)													0
児童相談所・福祉事務所													0
保健所、精神保健福祉センター													0
病院、診療所													0
民間団体、民間施設													0
その他の機関等													0
IT等の活用													0

○ 長期欠席、不登校(継続)等欠席状況に関する理由

○ 次年度への引継事項(支援・指導の参考となるエピソード等も含め、多様な視点で記入)

児童生徒理解・支援シート(学年別 Bシート)

担任名(ふりがな)	0	管理職名	0
作成年月日	0	作成者名	0
追記年月日(追記者名)			

○ 児童生徒名等

名前(ふりがな)	(0)	性別	学校名	学年	学級
0		0	0	0	0

○ 本人・保護者の状況・希望

	現在の状況	将来の希望(進路を含む)
本人		
保護者		

○ 本学年の目標

--

○ 各学期の個別の支援計画

		目標	支援内容	経過・評価
1 学期	学校			
	関係機関			
2 学期	学校			
	関係機関			
3 学期	学校			
	関係機関			

児童生徒理解・支援シート(協議シート)

記録者 記録者 ○ ○ 生徒指導主事 日付 平成 月 月 日

学年	学級	名前	参加者・機関名
0	0	0	

○ 本人の意向

○ 保護者の意向

○ 関係機関からの情報

○ 支援状況

目 標			
役割 分担	機関・分掌名	短期目標 ○ / ○ ○	経過・評価 ○ / ○ ○

○ 確認・同意事項

○ 特記事項

児童生徒理解・支援シートの作成と活用について

1. 児童生徒理解・支援シートとは

(経緯)

初等中等教育段階において、様々な支援が必要な児童生徒については、個別に支援計画等を作成することを義務付けているものや、作成を促しているものがあります。

具体的には、障害のある児童生徒については、個別的教育支援計画の作成が学習指導要領において規定されており、各学校や地域の実情に応じた様式によって作成されています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別的教育課程を編成・実施する場合については、文部科学省通知(平成 26 年 1 月 14 日付け初等中等教育局長通知)において指導計画を作成することを求めており、文部科学省として参考様式を示しています。

不登校児童生徒については、文部科学省通知(平成 28 年 9 月 14 日付け初等中等教育局長通知)において組織的・計画的な支援を行うための資料を作成することが望ましいことを示しており、文部科学省として参考様式を示しています。

この度、平成 29 年 12 月 22 日の中央教育審議会答申の中間まとめ「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、「児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を 1 つにまとめて作成することで、業務の適正化を図るとともに、効果的な指導につなげるべきである。例えば、日本語能力に応じた指導が必要であり、かつ不登校であるなど、児童生徒が複数の課題を抱えており、個々の課題に応じたそれぞれの支援計画の作成が求められている場合は、1 つの支援計画でまとめて作成すべきである。そのためにも、文部科学省や教育委員会は必要な支援計画のひな型を示すなど支援を行うべきである。」とされました。

この中間まとめを踏まえ、児童生徒の状況を的確に把握し、校内の教職員や関係機関で共有して組織的・計画的に支援を行うために必要となる支援計画については、これまで文部科学省で参考様式を示している不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒の 2 つに加え、障害のある児童生徒について教育委員会で作成された様式を参考に、それらの支援計画を 1 つにまとめて作成する場合の参考様式を作成しました。

(児童生徒理解・支援シートとは)

児童生徒理解・支援シートとは、支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭等の教員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するものです。

支援が必要な児童生徒が抱える課題には様々な要因・背景があり、教育のみならず、福祉、医療等の関係機関が相互に連携協力して支援を行うことが必要であり、中長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められます。また、児童生徒の抱える背景や状況が複雑で、長期的な支援が必要である場合や、一端支援が必要でなくなった後、再度支援が必要となる場合もあるため、進学・転学先の学校で以前の情報が共有されることは非常に重要です。

児童生徒理解・支援シートを活用することで、支援が必要な児童生徒に関する必要な情報を集約し、支援の計画を学校内や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、そのシートを進学先・転学先の学校で適切に引き継ぐことによって、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となります。このことは、児童生徒やその保護者にとって、「担当者が変わるたびに同じことを説明しなければならない」との問題の発生を減少させることにつながります。そのため、教育委員会又は学校においては、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」を参考としつつ、各学校や児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法等を修正するとともに、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入することが適切であり、全ての欄を記入することが求められているわけではないことに留意して、実践的に使用していくことが望まれます。

2．作成の対象

本シートを活用して支援計画を作成する対象者は以下のとおりであり、児童生徒が支援の必要な状況となった場合のほか、支援の必要な児童生徒の転入学があった場合やそれが予定される場合などについて、作成することが適切です。

児童生徒が抱える課題に応じた作成にあたっての具体的な点については以下のとおりですが、学校においては、指導要録や出席簿のほか、今回示した支援が必要な児童生徒の支援計画等、児童生徒の課題の状況によって様々な表簿や支援計画が作成されています。これらの基本的情報は共通した内容もありま

すので、更なる校務の効率化や教員の負担増加に配慮した持続的な支援体制の確保の観点から、例えば、「統合型校務支援システム」を活用し、記載内容が連動する仕様とすることで共通する内容の記述を反映させるとともに、組織で情報を共有できるシステムにするなど、作成や情報共有に係る業務を効率化することも重要です。

また、学級担任は、教務日誌等を利用して、学級内の全ての児童生徒に関して日常的に状況を把握することができる立場にあります。児童生徒の気になった点について、他の教員等からの情報も含めて記録しておいたものは、児童生徒理解・支援シートを作成するに当たって重要な情報となります。

なお、保健室での保健日誌等も体調不良や相談で訪れた児童生徒の様子が記録されており、支援に当たって大きな手掛かりとなる場合があります。児童生徒によっては相談室や学校図書館が主な居場所となっている場合もあるため、気になる児童生徒について、各担当者が記録し、組織として情報を共有していくことが大切です。

（不登校児童生徒の場合）

基本的には連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者について作成することが望まれます。なお、不登校児童生徒への支援は、早期から行うことが重要であり、予兆への対応を含めた初期段階から情報を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにする必要があります。そのため、30 日という期間にとらわれることなく、前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑みて、早期の段階からシートを作成することが望まれます。以上のことから、それぞれの地域の実態に合わせて、教育委員会又は中学校区単位で、作成開始等の基準を設定し、地域として組織的に支援が行えるようにすることが重要です。

なお、支援の結果、児童生徒が継続的に登校できるようになった場合においても、月別の遅刻、早退、欠席等の状況を継続して記録し、引き継いでいくことが、一貫した支援を行う上で大切です。

（障害のある児童生徒の場合）

障害のある児童生徒について、特別支援学校に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画を作成することとされています。小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒についても、個別の教育支援計画を作成することとしており、また、特別支援学級や通級による指導を受けていない児童生徒であっても、障害のある児童生徒について、

個別の教育支援計画を作成し活用することに努めることとされています。

障害の判断については、医学的な診断の有無のみにとらわれず、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童生徒に対しては、個別の教育支援計画等の作成を含む適切な支援を行う必要があります。

なお、個別の指導計画については、本シートの対象には含まれていないため、別途、各学校や地域の実情に応じた様式によって作成することが必要となります。

（日本語指導が必要な外国人児童生徒等の場合） 在籍学級以外の教室で行われる指導について特別な教育課程を編成・実施する場合

日本語指導が必要な児童生徒等に対する指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができます。

その場合、日本語指導を受ける児童生徒が在席する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を計画にした指導計画を作成し、学習評価を行います。

また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望まれます。

なお、指導計画とその実績は学校設置者に提出していただくことになっています。

3．内容

児童生徒理解・支援シートは、支援に関する情報を集約し、引き継いでいくものであるため、複数の関係者が正確な情報を共有できるようにすることが必要です。そのため、主観的な判断を避け、客観的な事実を記載するということが重要となります。また、具体的な支援計画を作成する根拠となったアセスメントについては、児童生徒の状態の全体像をつかむための大きな情報となるため、複数回アセスメントを実施した場合はその推移を記載しておくこと、協議会等の際に一目で児童生徒の傾向を把握することができます。

（１）共通シート

共通シートは、支援全体を通して利用・保存される児童生徒本人の基本情報

を記入するものです。そこには、本人の状態や、支援内容を検討する上で把握することが適切な家族についての情報等のほか、遅刻・早退等の不登校に至る前兆等について記入し、見立てを行う上で必要な情報を学校内で又は関係機関との間で共有できるようにすることがポイントです。特に、障害のある児童生徒については、障害の状態やこれまでの経過等について、詳細かつ正確に把握する必要があります。本シートに記載するほか、詳細を記載した資料を必要に応じて添付して活用することなども考えられます。

共通シートに記載する内容は、基本情報ではあるものの、状況の変化に応じて随時修正や追記をすることが適切です。

（２）学年別シート

学年別シートは、対象となる児童生徒の状況を随時追記し、具体的な支援の計画を記入するものです。支援機関に関する内容（支援内容や連絡先）や、細かい欠席状況、本人の学習や健康状況等を記載することで、継続的に本人の変化を把握します。また、関係機関と協議を経て決定した支援方針とその実施状況を記入することで、支援状況の変遷を一覧できるようにします。これらにより、一貫して計画的な支援を行うことができるようにすることがポイントです。

また、児童生徒の支援は、次の学年でも引き続き行うことが重要となるため、当該学年での支援結果の評価を明確にしておくことが適切です。評価を行い、次年度における留意点等をまとめることで、担任・担当者の変更の有無にかかわらず、継続して支援を行うことができます。

（３）ケース会議・検討会等記録シート

ケース会議・検討会等記録シートは、本人・保護者・関係機関の支援に関連する協議の結果について、実施の度に記入し、加筆するものです。

本人の状況や希望する支援内容、保護者の希望について、記入し、加筆します。本人や保護者の思いを可能な限りそのまま記録し、残すことを基本として、漠然とした希望や要望についても丁寧に拾い上げて、支援内容を導き出すことが重要です。

関係機関との連携については、実際に連携した機関と個別にやりとりした内容を含めて記録し、他の機関とも共有することができる形にすることが支援者全員で共通の認識を持つことにつながります。支援を開始する際に初めて連絡を取るのではなく、定期的・日常的なかわりを持ち、お互いの業務について共通認識できるようにしておくことが適切で円滑な支援を実施する上で重要です。さらに、定期的・日常的なかわりの中で、それぞれの機関から得た情報などは、あらかじめケース会議・検討会等記録シート等を活用して記入・蓄積

し、支援計画作成の際に活用します。

また、ケース会議・検討会等において、その都度支援計画の進捗状況を確認し、その場で合意・確認することができた事項については、記録しておくことで情報が蓄積され、支援の質を高めることにつながります。

なお、学年別シートや共通シートが作成される前であっても、ケース会議などが開催される場合には、このケース会議・検討会等記録シートを積極的に活用し、情報を蓄積することが適切です。これによって、当該児童生徒の情報をより多く蓄積することができ、的確な要因を把握することにつながります。

4．引継ぎ

学校や担当者に変更がある場合も、支援が必要な児童生徒一人一人が受けていた支援は、引き続き一貫して行われる必要があります。一方、当該児童生徒や保護者の立場からは、進学や転学に当たって、前の学校の情報が引き継がれることに不安を感じる場合もあります。そのため、児童生徒の情報を進学・転学先に引き継ごうとする学校は、児童生徒や保護者に対して、児童生徒理解・支援シートが児童生徒の評価に利用されるものではないことや学校における守秘義務等について十分に説明し、不安感を解消するとともに、児童生徒理解・支援シートを活用することで、組織的計画的な支援が可能となり、結果として児童生徒の生活を豊かにすることにつながることを理解してもらうことが大切です。なお、転入学までに理解が得られない場合であっても、児童生徒への支援を通じて信頼関係を築き、理解を得た段階で以前の学校で作成した児童生徒理解・支援シートの情報を引き継ぐことも考えられます。

また、設置者が異なる中学校から高等学校、公立学校から私立学校等で引継ぎを行うことは、個人情報の保護への配慮等から消極的になることが考えられます。しかしながら、児童生徒理解・支援シートの引継ぎを適切に行い、支援計画の評価や見直しを繰り返しながら継続して支援を行うことは、児童生徒一人一人をネットワークで支援することとなり、学校だけで抱え込むことを防ぐことにつながります。そのためにも、当該児童生徒の支援に必要な情報については適切に引継ぎを行うことが大切であり、進学先や転学先の学校に引継ぐ際には、原則として、当該児童生徒や保護者の同意を得る必要があります。

なお、情報の引継ぎに関しては、共通シートのみならず、全てのシート（学年別シート、ケース会議・検討会等記録シート）を引き継ぐことが望ましいです。児童生徒理解・支援シートの引継ぎに当たっては、保護者や関係者に十分内容を説明した上で、個人情報の取扱いや、関係機関等と共有する情報の範囲、

守秘義務等について共通理解を図る必要があります。また、単に児童生徒理解・支援シートの写しを渡すだけではなく、個別に情報交換をする機会を設けるなど、責任を持って引継ぎを行うことが重要です。

５．個人情報の保護（学校間における情報の引継ぎ）

支援が必要な児童生徒への支援については、例えば、不登校児童生徒の場合には一旦欠席状態が長期化すると、進学・転学後も不登校傾向が続く可能性がある場合が少なくないことから、継続した組織的な支援が重要です。また、障害のある児童生徒の場合には乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立った一貫した支援を行うことが重要です。そのため、当該児童生徒の状況等については進学・転学先の学校へ適切に引き継ぎ、双方の学校が連携して当該児童生徒への継続的・組織的支援を図っていく必要があります。

個人情報保護の観点から当該児童生徒についてのどこまでの情報を引き継ぐことができるか、また、引き継ぐことが適切かについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなります。基本的な関係法律として、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）があります。個人情報の保護に関する法律は、民間である私立学校・株式会社立学校（株立学校）等に適用され、また、公立学校には、当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、国立学校には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）が適用され、個人情報を第三者へ提供する際には本人の同意を得ることが原則とされています。そのため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐことについても、あらかじめ範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引継ぎができます。

なお、本人・保護者と連絡が取れない、本人・保護者が第三者への提供を拒否するなど、本人・保護者の同意を得ることが困難な場合であっても、当該児童生徒への継続的・組織的な支援の観点から、進学先や転校先の学校に情報を共有（提供）することが重要となる場合もあります。その場合の個人情報保護の取扱いに関しては、設置者別に以下の対応が考えられます。

（公立学校）

公立学校については、各地方公共団体によって個人情報保護条例の内容が異

なることから、第三者提供の原則禁止の例外についての規定を確認する必要があります。また、条例の解釈はあくまで当該地方公共団体が行うものですが、仮に、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第8条（参考 参照）と同様の規定を有する条例においては、公立学校が公立学校又は国立学校に、支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために、必要不可欠な範囲で情報を提供することは、一般に、社会通念上客観的にみて合理的な理由があるものと認められ、同法第8条第2項第3号に相当する規定の「相当な理由のあるとき」に該当し、また、私立学校・株立学校に同様の情報を提供することは、一般に同項第4号に相当する規定の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当し、本人や保護者の同意を得ることが困難であっても、第三者提供の原則禁止の例外として認められるとも考えられます。ただし、繰り返しになりますが、条例の解釈はあくまで当該地方公共団体が行うこととなりますので、後述の国立学校や私立学校等の場合の例も参考にしつつ、各地方公共団体・各学校において必要な確認を行い、適切に対応することが必要です。

また、私立学校・株立学校への情報提供については、条例によっては個人情報保護審議会の意見を聴取することが必要とされている場合もあるため、その規定をよく確認した上で、適切な手続を行うことが必要です。

（国立学校）

国立学校について、国立学校又は公立学校に、支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、上記と同様に、一般に、社会通念上客観的にみて合理的な理由があるものと認められ、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項第3号（参考 参照）の「相当な理由のあるとき」に、私立学校・株立学校に、同様の情報を提供することは、同項第4号の「本人以外の者に情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当すると考えられることから、第三者提供の原則禁止の例外として認められると考えられます。

（私立学校・株立学校）

私立学校及び株立学校について、他の学校に支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、「○個人情報の保護（学校間における情報の引継ぎ）」に記載する観点等に鑑みて、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第3号（参考 参照）により、第三者提供の原則禁止の例外として認められると考えられます¹。この点、個人情報保護委員会が公表した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

(通則編)」「平成 28 年 11 月(平成 29 年 3 月一部改正)個人情報保護委員会)
(参考 参照)においても,第三者提供の制限に関する例外として,「児童生徒
の不登校や不良行為等について,児童相談所,学校,医療機関等の関係機関が
連携して対応するために,当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換す
る場合」とされています²。

(留意点)

なお,引き継ぎについては,前述のとおり,あくまでも当該児童生徒や保護
者の同意を得ることが原則であり,引き継ぎを望まない場合であっても,その
理由を聞きつつ,引き継ぐことの利点や,どの程度の内容であれば引き継ぐこ
とが可能かについて話し合うなど丁寧に対応することが重要です。同意を得る
努力をしないまま安易に引き継ぐことは適切ではないことに留意が必要です。

また,当該児童生徒や保護者から情報の引継ぎについて同意を得る際には,
児童生徒や保護者に対して,提供しようとする情報の具体的な内容を示して同
意を得ることが必要です。

6．個人情報の保護(民間施設等への情報提供)

支援が必要な児童生徒が,学校外の民間施設等を利用する場合には,一定の
情報を適切に提供し,学校及び民間施設等双方が連携して当該児童生徒の支援
に当たることが効果的と考えられる場合もあります。その際,当該民間施設等
において,守秘義務が課されているか否かをあらかじめ確認し,それを当該児
童生徒や保護者に十分説明した上で,その個人情報の提供について同意を得る
ことが望ましいと考えられます。

7．保存

児童生徒理解・支援シートは,条例や法人の各種規程に基づいて適切に保存
されるものですが,出席の状況等指導要録の記載内容と重なる部分もあること
から,指導要録の保存期間に合わせて,5年間保存されることが文書管理上望
ましいと考えられます。

1 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)が改正され,平成 29 年 5 月 30 日に施行さ

れました。改正により、個人情報を取り扱う全ての事業者が「個人情報取扱事業者」に該当することから、全ての私立学校及び私立学校に個人情報の保護に関する法律が適用されます。

- 2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 27 年 8 月 31 日文部科学省告示第 132 号)は廃止され、個人情報保護委員会策定の、全ての事業分野に適用される汎用的な「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」が公表されました。

(参考)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(抄)

(平成十五年法律第五十八号)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(抄)

(平成十五年法律第五十九号)

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有

個人情報を利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。))第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

個人情報の保護に関する法律(抄)

(平成十五年法律第五十七号)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(抄)

(平成28年11月(平成29年3月一部改正)個人情報保護委員会)

3-4-1 第三者提供の制限の原則(法第23条第1項関係)

次の(1)から(4)までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当

たつて、本人の同意は不要である。なお、具体的な事例は、3-1-5（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

- （３）公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 23 条第 1 項第 3 号関係）

3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）

- （３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 16 条第 3 項第 3 号関係）

事例 2）児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合

児童生徒理解・支援シートの作成プロセス(例)

不登校関係

【普段】教務日誌等で気になった児童生徒の情報を記録・保管

学級担任等が、日常観察の中で気になった児童生徒の状況(強みや課題)等を記録。記録した情報を、必要に応じて学校で共有できるようにして保管・蓄積。



【連続欠席等3日目～】校内で情報共有 遅刻・早退も加味

養護教諭等が、連続欠席等3日目からの児童生徒をチェックし、管理職などへ状況報告。管理職を含め生徒指導部会等において、状況に応じて、周囲の児童生徒や保護者、教職員等にも聴取するなどして組織的に欠席の原因や背景を把握。今後の対応方法を検討するとともに、児童生徒や保護者とながりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問等を実施。

【連続欠席等7日目～】

【障害のある又は日本語指導が必要な児童生徒の在籍】

シート作成準備～記入

児童生徒が支援が必要な場合や支援の必要性が予想される場合のほか、保護者及び児童生徒本人からの希望等により、児童生徒等の状況の共通理解を図る。

学校の管理職、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、それまでに得た情報等を基にアセスメントを行う。

必要に応じて医療や福祉等の関係機関と協議し、組織的な支援計画を立てる。

児童生徒本人に関わる全員で情報を共有し、役割分担の確認を行う。

個人情報の取扱いについての確認を行う。



【シート作成後～】支援の実施、評価及び見直し

共有した支援計画を基に、学校、家庭、関係機関で対応を行い、随時情報を共有する。

支援の実施状況を踏まえて、必要に応じて計画を修正し、継続した支援を行う。

【進級・進学】引き継ぎ

支援による結果を含めて現状を整理し、進級・進学先にシートを提供し、情報を共有することが望ましい。

進級・進学先においても、それまでの支援の状況を適切に把握・分析し、計画を作成し、一貫した支援を行う。

民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

教育支援センター整備指針（試案）

1 趣 旨

- 教育委員会は、教育支援センター（以下「センター」という。）の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。

2 設置の目的

- センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

3 自己評価・情報の積極的な提供等

- センターは、その目的を実現するため、その相談・指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- センターは、その相談・指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 対象者

- 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。
- 不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。
- 必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

5 指導内容・方法

- 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導を行う。
- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。
- 家庭訪問による相談・指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通所困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい。

- センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。

6 指導体制

- センターには、相談・指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。
- 指導員には、相談・指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有する者を充てるものとする。
- 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。
- カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。
- その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。

7 施設・設備等

- 施設・設備は、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。
- センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。
- センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。
- センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。
- センターには、相談・指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具（教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等）を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

8 学校との連携

- 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする（定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等）。
- 指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。
- 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。

- 指導員等は，不登校に関し，学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

9 他機関・民間施設・NPO法人等との連携

- センターは，教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所，警察，病院，ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り，不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。
- センターは，不登校関係の民間施設，NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい。
- 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン」等に留意するものとする。

10 教育委員会の責務

- 教育委員会は，前各項の趣旨が達せられるよう，教育委員会規則の制定や指導体制の充実等，センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。
- 教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が，適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に関し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施している**と評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- 民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- 学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面指導が適切に行われること
- 当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- 校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- 学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

